

令和6年度第1回岩手県消費生活審議会

日 時 令和6年5月31日(金)
10:00~11:15

場 所 県民生活センター 大ホール

【出席者】

○委員（五十音順）

浅利宏光委員、一條景子委員、角田信子委員、梶田佐知子委員、菊地清晴委員、木下淳委員、高橋昌造委員、武田哲委員、峠館絵里委員、船ヶ澤堅一委員、米田ハツエ委員、松岡勝実委員、望月敦允委員、吉田敏恵委員

○事務局

大畑光宏環境生活部部长
木村真智県民くらしの安全課総括課長
今俊晴県民生活センター所長
藤原隆博県民生活センター次長

1 開 会

○木村県民くらしの安全課総括課長

おはようございます。

ただいまから、岩手県消費生活審議会を開催させていただきます。

私は、事務局の県民くらしの安全課の総括課長をしております木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は14名の委員に御出席をいただきおまして、委員総数16名の半数以上の出席となっておりますので、条例の規定により、当審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、県の情報公開制度により、この審議会の録音や会議録は公開となりますので、よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

○木村県民くらしの安全課総括課長

それでは開会に当たりまして、大畑環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

○大畑環境生活部長

開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、またお足元の悪い中、審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、このたびの委員改選に当たりまして、就任を御快諾いただきましたこと、誠に感謝申し上げます。

それから、日頃から本県の消費者行政、消費者施策の推進に当たりまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げます。

さて、消費者を取り巻く環境につきましては、高齢化やデジタル化の進展など大きく変化をしております。

SNS上に表示される広告などをきっかけとした消費者トラブルも増加をしてござ

いますし、インターネットが、これまでは若年層中心に利用されてきておりましたが、今日では高齢者の皆様も積極的に利用されるような時代になってまいりましたので、そういったものを利用された高齢者からの相談も増加傾向にあるという状況でございます。

また、社会的には資源循環でありますとか脱炭素、そういった環境分野の対応がとりわけ注目をされております。持続可能な社会の実現に向けて、エシカル消費でありますとか食品ロス、そういった環境に配慮した商品の購入ですとか、ごみの減量、リサイクルの推進等にも社会全体で取り組むことが求められている、そういう社会になってきているところでございます。

県ではこれまで、岩手県消費生活条例を具体的に展開し、消費者の利益の擁護や増進に関する総合的な施策の推進を図るため、令和2年度に岩手県消費者施策推進計画を策定し、取組を進めてきたところでございます。

この計画では、消費者被害の防止と救済に取り組み、暮らしの安心を実感できる岩手、これを基本目標に掲げて取組を進めているところでございますけれども、今年度をもって計画期間が終了するということになってございます。

また、国におきましては、令和7年度を始期といたします5年間の次期消費者基本計画の策定に向けまして、有識者懇談会を立ち上げて、様々議論を進めているところでございます。

今年度はこのような状況を踏まえまして、県といたしましても、次期県消費者施策推進計画を策定することとしてございます。

本日は計画の方向性の案について諮問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから併せまして今年度の消費者施策の取組についても御報告をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的なお立場の観点で御意見を広く賜ればありがたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

3 委員紹介

○木村県民くらしの安全課総括課長

それでは、会議に入ります前に、今回は、委員の改選後の最初の会議でありますので、委員の皆様を御紹介申し上げます。

お手元の名簿に従いまして、本日御出席の委員の皆様を50音順に御紹介いたします。まず、浅利宏光委員でございます。

一條恵子委員でございます。

角田信子委員でございます。

梶田佐知子委員でございます。

菊地清晴委員でございます。

木下淳委員でございます。
高橋昌造委員でございます。
武田哲委員でございます。
峠館絵里委員でございます。
船ヶ澤堅一委員でございます。
米田ハツエ委員でございます。
松岡勝実委員でございます。
望月敦允委員でございます。
吉田敏恵委員でございます。
以上 14 名の方をお願いしております。よろしく願いいたします。
続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。
まず、先ほど挨拶いたしました大畑環境生活部長でございます。
今県民生活センター所長でございます。
藤原県民生活センター次長でございます。
最後に、私木村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

4 議 事

- (1) 会長の選出について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 紛争解決部会委員の指名について
- (4) 次期「岩手県消費者施策推進計画」の策定方針（案）について

○木村県民くらしの安全課総括課長

本日は委員改選後最初の会議でございますので、会長が選出されるまでの間、暫時、私が進行役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それではまず、議事の(1)会長の選出でございますが、岩手県消費生活条例第36条第1項の規定によりまして、委員の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。それでは、吉田委員。

○吉田敏恵委員

弁護士の望月敦允委員をお願いしてはどうでしょうか。

○木村県民くらしの安全課総括課長

はい。ただいま、望月委員をお願いしたいという御発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

皆様御異議がないようですので、会長は望月委員をお願いします。

それでは、望月敦允委員が会長に選任されましたので、会長席の方にお移りいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○望月会長

只今、会長に御指名いただきました、高橋法律事務所の望月です。

若輩で、いろいろ不手際もあるかとは思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名人の指名ですが、審議会の運営規程第15条第2項により、会長が指名することとなっています。

梶田委員と菊地委員を議事録署名人に指名しますので、よろしくお願いします。

次に、議事の(2)の会長職務代理者の指名であります。条例第36条第3項の規定により、会長が指名することとなっています。

つきましては、米田委員を会長職務代理者に指名しますのでよろしくお願いします。

次に、議事の(3)の紛争解決部会委員の指名であります。条例第38条第1項の規定により、審議会に紛争のあつせん及び調停並びに紛争の解決のための知事への助言に関する事項を処理させるため、紛争解決部会を置くこととなっております。

この部会委員は、条例第38条第2項の規定により会長が指名することとなっておりますので、学識経験者、消費者代表及び事業者代表の中から、5名の委員を指名いたします。

消費者代表委員から吉田委員。

事業者代表委員から宮崎委員。

学識経験者委員から松岡委員、それから一條委員、それから私の以上の5名を紛争解決部会委員として指名します。よろしくお願いします。

それでは議事に移ります。最初に事務局から説明をお願いします。

○今県民生活センター所長

県民生活センターの今でございます。私から御説明をさせていただきます。

今年度をもちまして、岩手県消費者施策推進計画2020～2024の期間が終了いたしますことから、次期計画の策定に当たりまして、本審議会に計画の基本的方向について諮問をさせていただきたいと考えてございます。

諮問書につきましては、委員の皆様の机に写しを配布してございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○望月会長

県から当審議会への諮問がありましたのでこれを議題といたします。

議事の(4)次期岩手県消費者施策推進計画の策定方針案について、事務局から説明をお願いいたします。

○今県民生活センター所長

それでは、次期岩手県消費者施策推進計画の策定方針案について御説明をいたします。以下、座って説明をさせていただきます。

資料1-1を御覧いただきたいと思います。

初めに1の計画策定の経緯等でございます。

岩手県消費者施策推進計画は、県の消費生活条例を踏まえまして、本県の具体的な消費者施策を総合的、計画的に進めるために策定しているものでございます。平成17年度に最初の計画を策定してございます。

消費者施策の取組状況、消費者を取り巻く社会環境の変化、それから国への動向等を踏まえまして、5年ごとに計画を策定しております。

2の計画の位置付けでございます。

この計画は、岩手県民計画における消費者施策の推進を図る具体的な事業の実施計画として位置付けられております。その他、消費者教育の推進に関する法律、消費者教育推進法に基づく県の消費者教育推進計画としての性格も有するものでございます。

続きまして3の現在の計画の概要について御説明をいたします。

現在の計画では、策定時におけるこれまでの取組や社会情勢等の変化を踏まえまして、消費者事故の未然防止、それから事業者への指導、消費者教育の推進、消費者被害の救済及び市町村や関係機関との連携協働という5つの課題を設定いたしております。

2ページを御覧いただきたいと思っております。

これらの課題に対応するための施策といたしまして実施施策とございますが、商品やサービスの安全確保など、5つの柱のもと、記載の通り16の具体的な施策を展開してきてございます。

計画期間につきましては、令和2年度から令和6年度の5年間となっております。ここで資料の1-5を御覧いただきたいと思っております。A3横の1枚ものになります。

資料1-5は、ただいま御説明いたしました計画の構成についての概要を示した資料となっております、以前にも審議会の方でお出しした資料でございます。

この資料の左の端に、現在の国の計画、第4期消費者基本計画がございますが、その第4期の国の計画における基本的な方向でございますとか、重点施策と県の施策の関係性を示してございます。

国の計画の柱立てと全く同じ構成になっているわけではございませんが、国の計画の考え方も踏まえる形で、矢印がございますけれども、県の計画に反映をさせることで、現計画は策定しているものでございます。

資料1-1にお戻りいただきたいと思っております。2ページ目の4になります。

次期計画の策定方針案について、ということで記載をさせていただいております。

まず1、計画の期間についてでございます。

国の次期計画でございます第5期の消費者基本計画の策定に向けた検討が、今年の2月から始まってございます。

国の次期計画につきましては、令和7年度から令和11年度の5ヵ年計画ということで検討が進められております。

この国の計画期間との整合性、また、これまで冒頭に申し上げましたとおり県の計画が5年のサイクルで策定をしてまいりました経緯等も踏まえまして、県の次期計画につきましても、令和7年度から令和11年度までの5ヵ年の計画としたいと考えているところでございます。

次に(2)の策定の手順についてでございます。

まず初めに、現行計画の評価ということで案に記載させていただいております。

今後実施を予定しております、令和5年度の事業評価等も踏まえまして、現在の計画の総合評価、分析を行い、課題の整理をしたいというふうに考えてございます。

次に、近年の消費者を取り巻く社会情勢の変化や、国が策定予定の、先ほど申し上げた第5期消費者基本計画の骨子等も踏まえまして、次期計画の骨子案を作成いたします。

その後、現行計画で策定している指標及び構成事業につきまして、先ほど申し上げました計画の評価でありますとか、今後の課題を踏まえまして、必要な見直しを行わせて

いただきたいと考えております。

そして、関係団体等の御意見も頂戴しながら、素案の作成をしていきたいと考えてございます。

その後、パブリックコメント等の手続きを経て、必要に応じて修正を行いまして、本審議会の答申をいただいたうえで、計画を策定したいと考えているところでございます。

5の今後のスケジュールでございます。

本日1回目の審議会ということで、ただいま、県の次期計画の基本的な方向について諮問をさせていただいております。

今後は、計画の素案について、11月頃に2回目の審議会を開催させていただきたいと考えております。

また、来年の2月頃には3回目の審議会を開催させていただいて、次期計画についての基本的方向についての答申を頂戴したいと考えております。

資料1-1についての説明は以上になりますが、ここで現計画の評価の状況と、国の次期計画等に関する動向について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

資料1-2を御覧いただきたいと思います。

こちらは現行の計画についての実施状況を概要としてまとめた資料でございます。

先ほども御説明いたしました16の具体的な施策につきましては、全部で36個の主要な指標を定めておまして、こちらに評価基準というのがございますが、この評価基準に基づきまして、毎年度、主要な指標について、ABC評価を行っているところでございます。

令和2年度から令和4年度までの評価結果につきましては、これまで本審議会でも御審議いただいているところでございますが、3の事業評価結果の概要につきましては、この3年間における主な指標の評価結果を、取組の5つの柱ごとにまとめた資料となっております。

2ページ目、3ページ目につきましては、令和4年度における具体的な取組の実施状況について、評価も含めて、こういう方向でやっていきますというものを概要として取りまとめたものでございますが、説明につきましては割愛をさせていただきます。

それから資料1-3を御覧いただきたいと思います。

こちらの資料は、今、資料1-2で申し上げた評価結果につきましてさらに16の具体的な施策に分けて整理をした資料でございます。

資料の真ん中に主な取組というのがございまして、これが(1)のアから(5)のウまで16の主な取組というのを記載しておまして、それぞれの取組に対応した主要な指標といいますのが、主要事業というところに記載してございます。

事業の評価につきましては、令和2年度から令和4年度までの評価結果を、先ほどの資料と同様に記載しているものでございます。

そして、令和5年度のところには6月に関係機関に照会予定と記載させていただいておりますが、これにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、今後取り評価の取りまとめ作業を進め、次回の審議会で御報告をさせていただきたいと考えてございます。

資料1-4でございます。これはさらに細かく、ここの主要な指標ごとの評価の状況

の推移ですとか、令和4年度の実施状況を取りまとめたものでございますが、前回開催させていただいた審議会の中でもお出しさせていただいた資料でございますので、詳細の説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、国の次期計画に関する動向について簡単に御説明をさせていただきます。

資料の1-6を御覧いただきたいと思います。

資料1-6、第5期の消費者基本計画の基本的方針案ということで国から提供されている資料でございます。

高齢化の進展やデジタル技術の革新により、この真ん中辺の囲みのところでございますが、消費者を取り巻く環境に著しい変化が生じてきていることから、国におきましては、従来の計画の思想も踏襲しつつ、改めて消費者利益の擁護の観点に立ち返り、中長期の未来を見据えた新たな計画を策定するということになってございます。

具体的には、3つ目の丸のところでございますが、デジタル社会において誰しもが不利益不公正な取引にさらされる可能性に配慮した消費者利益の擁護でございますとか、高齢化孤独、孤立社会に対応した包括的な消費者支援のあり方、それから取引の普遍的な国際化への対応というような観点から、消費者等の当事者の声を聞いたうえで、国では次期計画を策定するということになってございます。

裏面の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

第5期消費者基本計画の策定に向けた有識者懇談会の開催についてということで、国では計画の策定に向けまして、今年の2月から有識者有識者懇談会を開催し、検討を始めてございます。

右下の方に会議スケジュールがございますが、3月に開催された第2回の会議で、国の計画の骨子というのが示されております。

今後、この有識者懇談会は今年の夏頃までに2回開催をいたしまして、その際に、国の計画の素案が示される見込みだというふうに伺ってございます。

3ページを御覧いただきたいと思います。

第5期の消費者基本計画の骨子の構成ということで第2回の懇談会で示されている資料でございます。

第1章は、消費者政策のパラダイムシフトの必要性と記載をいたしまして、現状における課題を5つに整理してございます。

このパラダイムシフトといいますのは一般的には、特定の分野でありますとかその時代において、当たり前だと思われていた認識でございますとか、思想、もしくは社会全体の価値感というものが劇的に変化するというものを指してこのような用語が使われているところでございます。

1にデジタル技術の飛躍というのが挙げられております。

デジタル技術が今後も進展していく中で、全ての消費者が消費者トラブルに対して、脆弱になっていくのではないかというようなことを、国では課題の1つとして掲げているところでございます。

2の国際的な取引の普遍化といいますのは、越境取引といったものが、近年当たり前になってきていると、そういったものへの対応というところも課題の1つとして掲げているところでございます。

また、3の社会構造の変化につきましては、日本が超高齢化社会に突入いたしまして認知症患者も今後増加していくというようなことが推定されている中、世帯構成におきましても、1人暮らしの老人世帯が増えていく状況の中で、孤独や孤立感が生まれやすい社会となっていると。逆にこういった社会構造に対して、配慮が必要であるというような課題が設定されているものでございます。

4番の国際協調への機運の高まりでございますが、これは地球温暖化でありますとか、環境汚染、資源エネルギーの不足、さらには、発展途上国におきます貧困や児童労働の問題といったような様々な社会的な課題が発生している中で、これを解決していくためには、例えばですが、SDGsの目標達成のために、消費者・事業者・行政が目標を共有して協働する必要がある、という認識のもとに、社会的な課題に目を向けた事業者の活動を、消費者が適切に理解し評価することで、企業価値が高まっていくというような好循環の仕組みが必要であって、そのためには、持続的成長社会の形成に向けた消費者志向の経営でありますとか、近年言われておりますエシカル消費の啓発の一体的な推進が重要だというような視点で、設定をさせていただいているところです。

また最後の5点目、激甚化、頻発化する国家危機の到来というふうでございますが、これは自然災害でありますとか、社会的なパンデミックのような緊急時において、消費者の行動が、どのように通常と変わるのかというようなことを、あらかじめ計画の中で整理しておく必要があるのではないかというような課題意識のもと、設定をした項目だと国からは説明を受けております。

骨子の第2章では、達成すべき消費者政策の基本的方針といたしまして、3つの項目を掲げております。

また、第3章では政策の推進手法ということで行政や事業者の取組の明確化が盛り込まれることになっておりますし、第4章におきましては、消費者が直面する課題への取組ということで先ほどの第1章に掲げた課題に対する取組の対応のほか、これまで行ってまいりました、基本的な消費者施策のうち、引き続き実施する必要がある施策についても盛り込んでいくというようなことで骨子が構成をされてございます。

次に、資料の1-7を御覧いただきたいと思います。

こちらは昨年3月に改定をされました、消費者教育の推進に関する基本的な方針の概要の資料となっております。

資料の1番上に記載されてございますとおり、基本的な方針と申しますのは消費者教育推進法に基づいて、国が定めることとされているものでございまして、消費者教育の担い手にとっての指針ということになってございます。

昨年3月の時点での主な変更点ということで簡単に御説明いたしますと、まず1番の消費者教育の推進の意義では、消費者を取り巻く現状と課題の部分が、また2の消費者教育の推進の基本的な方向では、今期の基本的な方針における基本的視点の部分が時代の変遷に応じて時点修正をされてございます。

また、右の方にまいりまして3の消費者教育の推進の内容の部分では、これまでの基本方針では学校、地域、職域の部分で消費者教育の取組というのが整理されてございましたが、昨年の改定で、家庭における消費者教育の部分が新たに設けられているところが改正点になってございます。

その他、基本的方針の全般的に申し上げられることは、デジタル化の進展に対応した消費者教育の推進等の必要性について盛り込まれているというところが、今般の改定の特徴となっております。

当県の計画は冒頭にも申し上げました通り、県の消費者教育推進計画の性格も有してございますので、国の基本指針を踏まえながら、県計画における消費者教育の部分については、この指針の理念も踏まえながら、策定の検討を進める必要があるというふうに考えているところでございます。以上が、国の次期計画等に関する動向ということでの御説明になります。

これで次期岩手県消費者政策推進計画の策定方針案についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○望月会長

安全確保地域協議会では、どのような事業を行っていますでしょうか。

○藤原県民生活センター次長

安全確保地域協議会でございますけども、これに関しては最近高齢者ですとか、障がい者など、地域の中でも特に見守りが必要である方々が消費者被害に遭うということを防ぐために、地域の見守りの中で消費者被害に関する知識などを共有するなどして、その中で、被害を防止していこうという目的で、市町村が設置をするということで推進されているものです。

それで、県内ですと今日矢巾町長さんが出席されておりますが、市町村の中では矢巾町が唯一設置をされております。このほか、県の関係課で情報共有という形で県の協議会というものを岩手県では設置しているという状況でございます。

○望月会長

ありがとうございます。

今、矢巾町の方ではそのような取組をされているというお話がありましたが、もしよろしければ、高橋委員から、少し実態などお話いただけないものでしょうか。

○高橋昌造委員

安全確保の地域協議会と、それから、先ほどの消費者教育の推進に関する基本的な方針の中に、消費者教育推進地域協議会とあるんですが、これをやはりセットでやっていくことが、これから非常にいいのではないのかなと。

それで、この2つの地域協議会、私も今見させていただいて、やっぱり学校、地域社会、家庭、職域と、こういうものが総合的に対応してやっていくことが非常に重要ではないのかなと。

矢巾町としてもその先進的な取組とか、また県内33市町村の先導的な役割を果たしているかといえば、そうでもないのですが、やっぱり県内33市町村でこういう地域協議会を作られて、そしてこの地域でいろんな課題があるわけで、そしてどのようにして解決していくかとか。

あと県民生活センターとの連携ですね。やはりこれからこういうことが非常に大事になってくるのではないのかなと。

冒頭いわゆる、大畑部長さんからもお話がありましたが、これから、高齢化とかですね、デジタル化、これはもう市町村にとっても避けて通れない大きな課題なんですね。

やはりこういった、インターネットそれからSNS、やはりこういうような取組は今後、みんなで力を合わせて取り組んでいくべきではないのかなと、こう思っております。

○望月会長

高橋委員、ありがとうございました。

もう、矢巾町はいろいろ連携をするというのに力を入れているのかなと、個人的に考えさせてもらってしまして、重層支援との関係の取組とかも、非常に矢巾町さんは先進的な取組を続けられていると思っております、重層支援会議の方は僕も関わらせてもらっているのですけれども、いろいろな人たちで地域の抱える問題を、本当に皆さん熱心に取り組んでいるなというのをこの目でも見させてもらってしまして、これから高齢者の問題とかいろいろ出てくると思うので、いろいろな市町村でそういった協議会とかですね、連携しながら取り組めていけるような制度が整っていくといいなと思いました。

では、吉田委員さん。

○吉田敏恵委員

今に関連してなんですけれども、市町村で作る協議会は大事だということなんですけれども、私ども生協連とそれから消団連というものが県内にあるので、そこで毎年1回、市町村に対して消費者行政のアンケートというのを取っていて、それは全国の調査とも連携、連動させたような調査なんです。その中で、そういう協議会を作ることが見守りに通じるので、是非作りましょうという大方針になっているけれども、それぞれの市町村ではどうですかということはずっと何年もアンケートを取っていますが、やっぱり大切なのは分かるけども、作れないと。

今もそれなりに人も少ない中で、新たに消費者の見守りということで作るのはちょっと大変だから作れないし、あるいは今それなりにある協議会を活かすような形ならというような回答で、ずっと矢巾町さんしかないという状態がここ何年か続いているんですね。

なので、ここで作るのが大事だと言っても、結局は動かないっていう状態がずっと続いているので、もうちょっと、今、例えば市町村も大変だと思うんですね、その消費者だけのための見守りという協議会を作れと言っても、体制が作れないというのが現実かなと思うので。でも、福祉協議会のようなもので何かしらは作っているんで、そこに少し消費者の見守りというのを足すことで、それも1つの見守り協議会ですよという位置付けにしてもらって進めるとか、もうちょっと県からも何か働きかけとかしないと、このままの状態だと、矢巾町さんいいなあという状態がずっと続くだけかなと。もうちょっと一歩前進させることを次の推進計画に何かしら生かすべきではないかというふうに思っています。

○今県民生活センター所長

はい。御意見ありがとうございます。

私どもの方でもこの協議会、各市町村さんレベルでの設置について、市町村訪問などで、お話をさせていただく機会があるんですが、今、委員がおっしゃるとおり、なかなか福祉部門との連携というのが大事だというのは分かっているけども、それぞれの自治体のマンパワーの御事情でありますとか事業の関係とかということと、なかなか大変だというふうなお話は伺っております。

見守りといいましても、例えば消費者行政の部分につきまして私が思いますに、やはり、まず、見守りのテーマとして消費者行政、消費者相談というのが、例えばこれからの高齢、地元の高齢者でありますとか、障がい者の方々にとっては大事なのだというような認識を深めていただくような形で、年に1回でもいいので、そういう既存の協議会の中で、そういうテーマを設定させていただいて、そこに、私どもでありますとか、あとは市の消費生活センターの方がお邪魔をさせていただいて、今広域で、各市町村が連携して消費生活相談をしていますので、そういった中で、テーマとして設定して、それぞれの構成員の方が、やっぱり消費生活の問題が何かあったときには、消費生活センターにつないでいくことが大事なのだと。そういう意識を持っていくような働きかけを引き続きやってまいりたいと思っておりますので、できればもっと掘り下げて各市町村の実情もお伺いしながら、一緒にうまくやっていける方法を、もちろん矢巾町さんという県内の先進的な取組をしていただいている事例なども御紹介させていただきながら、進めてもらえれば良いと考えているところでございます。

○望月会長

ありがとうございます。はい。

○高橋昌造委員

それで別に矢巾町が特別なことをやっているわけではないのですけれども、今日市長会から武田市長さんがおいでになっているので、できれば市長会と町村会で会合があるときに、県民生活センターさんで時間を取っていただいておりますので、最初はあんまりいい表現じゃないのですが、トップダウンで、やっぱり首長たちに分かってもらってですね。今日の計画の策定方針のところにも、県民の消費生活の安定と及び向上とありますが、このことに尽きるのです。是非、市長会、町村会に出向いて、お話していただければ、私は機運の醸成ができるのではないのかなと思います。武田市長さん、ひとつお願いします。そして、これはみんなで盛り上げていかなければですね。SDGsの誰1人取り残さない。やっぱりそういう思いをみんなで。私は今日だからお話したかったのは、それぞれ33市町村、消費者の方を全部しっかり見てですね、ワンハート・ワンチーム、そしてこの協議会を通して、1つの夢が実にできるワンドリームを、できたらいいのかなあということでございます。

○望月会長

武田委員、流れで御発言お願いします。

○武田哲委員

ありがとうございました。

何か本当に今日は勉強になるなと思ってお伺いしてるわけですが、併せて、今の消費者、そして消費者教育の部分で、私が今、教育委員会と様々な話をしているのは、子どもが小学校6年生で住所を書ける子が約57%、それからあと郵便番号が書ける子が30%。10年前には8割の子どもが自分の住所を書けたんですけれども。要は、肝心の消費者教育と言いながら、自分がどの地域に住んでいるとか、それから、住所を知ることによって、これはどこの産地のものなのかとか、もともと自分で情報を集めるきっかけとなるものを、もしかすると子供たちは失っているのかなというふうに思っています。

まずは、そういった自分がどこで暮らし、その自分の公教育の中で少しでも確立することによって、いろんなものにアクセスしやすくなると思っていますので、まずはなかなか我々が今、こう、様々この協議会とか作りたいたいという部分もありますが、教育も含めていろんなことに取り組みたいと思いつつも、今一番切実なのが、やはりコロナ禍の中で、自治会のなり手、役員のなり手がなくて、人と人が助け合うことを、人と人が、顔を合わせて地域の課題について考えるというその機会が失われてしまったことによって、こういった協議会、それからあと地域の課題、そして社会の課題、そういったものに取り組む環境をやはり今もう一度再構築したいなと我々も感じているところです。

そして、まずは何よりも、地域でしっかりとお互いを支え合う、あるいは守り、見守り、そしてそういったところに繋がるように、自治会の方も盛り立てていきたいなと思っています。

なかなか自治会長さんが様々変わって途中で、輪番制を取り入れる自治会が最近増えているのですが、そうすると、充て職というか順番だからなったということなのですけども、そうすると少しでも、いろんな協議会とか、あるいは充て職とか、そういったものから外してもらいたいという声が、最近は随分上がってくるようになってしまいました。

その部分で、やはり我々のアプローチの仕方が足りない部分だというふうに我々も反省しております、どのようにやっていったらいいか、昌造さんの言うとおりに、これからやっていかななくてはと思って、今日もお伺いしているところです。

まずはこれから取り組む地域の課題、そして子どもたちもそういった現状もありますので、まずは教育の部分、肝心なその消費者教育の部分で一番根っことなる部分をどこなのかしっかりと見極めながら、我々も県と連携しながら、取り組んでまいりたいと感じているところです。以上でございます。

○望月会長

ありがとうございました。

皆様非常にいいお話をありがとうございます。

今回、せっかくこういう場でこの話が出ましたので、県の方でも是非、高橋委員から提案のあったところ、生かしていただいて、是非前に進めるように取り組んでいただけたらと思う次第です。

○今県民生活センター所長

ありがとうございます。是非、そういった機会をいただければ、私どもも積極的に邪魔してお話をさせていただきたいと思っていますので、よろしく御協力をお願いできればと思います。

○望月会長

ありがとうございます。その他、何かありますでしょうか。

もし無ければ、また僕からもう1ついいでしょうか。

エシカル、SDGsというのが最近どこに行ってもよく出てくるものだと思うのですが、けれども、実際活動されている企業さんたちとお話して感じるのが、できるだけ環境に配慮したものを作りたいたいという話は出てくるのですが、結局そういう環境に

配慮したものを作ると、すごくコストがかかってくるのですよね。

脱炭素だと、炭素を削減するという話を進めれば、その分他のところで余計なコストがかかると。そうすると結局物が市場に出回ったときには高くなってしまうから、なかなか市場の中で受け入れられるかという難しい議論が出てきてしまうと、そういったあまり、なかなか難しいサイクルがあるのかなと感じております。

例えば僕が最近聞いたところの話だと、それも矢巾町の企業さんなのですが、ライスレジンというものを使って炭素の量を減らして、ビニール袋とか今 100%炭素でやっているのを 80%ぐらいまで減らして、米と混ぜることで、炭素の割合を少しでも減らそうと。そういった話をされている企業さんのお話とかも聞いたりもしたのですけれども、やっぱり結局コストの議論がどうしてもネックになってきてしまうところがありまして、補助金頼みというのがいいのかという議論はあるのかなとは思っているのですが、やはり行政からの積極的な誘導のようなものがないと、なかなか環境に配慮した商品というのを表舞台に出していくのは難しいのかなと感じております。

そういった辺りについて、いろいろ取り組んでいただけたらなと思っております。

○藤原県民生活センター次長

非常に大事な御意見をいただきました。

エシカル消費もいろいろな要素がありまして、例えばそういった産地ですとか、あるいはその製造過程で環境に配慮したものというものもございますし、あと例えば手前取りとかですね、今日食べるものはなるべく手前の古いものから持ってきてみましょうとか、いろんな取組があります。

さすがに物価高のようなかということもあって、値段の高いものになかなか手を出しにくいということもありますが、一人ひとりがやれることを少しずつやっていくということだけでも大分違うということで、まずエシカルの商品についていろいろな要素を1つ1つかみ砕きながら普及啓発を図っていきたいなと考えているところでございます。

○今県民生活センター所長

補足いたします。エシカルの普及啓発の中で、次期計画でどのくらいの取組を盛り込めるのかというようなところもございますけれども、やはりそういうふうに頑張っている事業者さんがいる一方で、そういう取組を、消費者の方でも理解していくというような企画の仕方ですか、そういったのが大事かなというようなことも思っております。

ですから、消費者と事業者さんをそういう生産と消費の中でこういう工夫をしているんだということをうまく見せるようなそういう啓発の仕方も、一方ではあるかなと思いますので、そういったところも、どの程度できるかを検討しながら次期計画に反映させていければいいかなというふうに考えてございます。

○資源循環推進課

資源循環推進課の成田と申します。

資源循環推進課はリサイクル等を担当している課でございますが、岩手県産業地域ゼロエミッション推進事業費補助金という制度を設けておりまして、環境に配慮した製品を製造するような事業者に助成をしております。

令和5年の時点で147事業への支援をやっておりまして、1例を申し上げますと、食料品製造業から出る汚泥を脱水する施設を設け、廃棄物の量を減らす取組を支援したり

ですとか、あと食品製造工場、具体的には「もやし」なんですけれども、製品にする際の脱水工程の適切化を図って、捨てられるもやしを減らすような設備の導入を支援しているところがございます。

本事業は令和6年度も、実施中でしたので、こういった形で支援を継続してまいりたいと考えております。

○望月会長

すいません。僕ばかりしゃべっちゃった感じになってしまって申し訳ありませんでした。

でも、今日はすごく良い話が聞けたなと思っているところでして、与えられた時間からは若干の猶予はありますけれども、次に進ませていただきたいと思います。

5 報 告

○望月会長

次に(5)報告後の報告に移ります。事務局からお願いいたします。

○藤原県民生活センター次長

それでは私からは今年度の県の取組予定についてポイントを御説明させていただきます。

資料2をお開きいただきたいと思います。

令和6年度は、大きな柱でございます解決力の向上といたしまして資質能力の向上、それから消費者被害の救済、事業者対応、そしてもう一本消費者力の向上として、県民向けの研修会等、消費者教育の推進、広報啓発補助といったところについてこちらの表に記載の様々な取組を行ってまいります。

その中でまず、資質、能力向上についてでございます。

先ほどもお話もありましたことと関連いたしますが、地域で見守り活動を行う福祉関係者に対する研修ですとか、それから解決能力を向上させるため、県内の消費生活相談員のスキルアップを図るための、毎月のセミナーや情報交換、それからの市町村訪問による助言などを実施するところがございます。

その中で福祉関係者の研修につきましては、今年度から大きく手法を見直しまして、従来ですと民生委員さんなどの団体から、オーダーに基づき開催をしてきたところがございますが、今年度は県内4圏域で福祉関係者等が、集合やネットにより参加する形といたしまして、それに合わせてグループワークなども取り入れるなど、高齢者・障がい者の見守りについてより実践的な内容としていきたいと考えております。

4回の内訳でございますが、まず1回目は7月23日、大船渡会場を皮切りに開催いたします。ほかの会場はこれからの調整になりますが、9月に久慈市、10月に奥州市、11月には盛岡市内での開催を予定してございます。

御出席の皆様からも、関係する団体などに参加についての御周知をいただけると幸いです。

次にその下、消費者被害の救済についてでございます。

高齢者や若者多重債務者等でそれぞれの属性がございますので、それにターゲットを

置いた相談の実施など引き続き行ってまいります。

今月5月は消費者月間でございますので、去る28日に開催いたしました、消費者110番の周知を中心に、テレビCMを放映したところでございます。

今後も、高齢者の月間の9月ですとか、若年者の月間の1月などを中心にいたしまして、テーマを変えながら周知啓発に努めてまいりたいと思います。

それとあと1番下のところに書いております昨年4月に適格消費者団体でございますネットとうほくとの覚書が締結されてございますので、そういった集団的な消費者被害が発生したというような場合には情報提供等を適切に対応してまいりたいと思います。

次にその下の事業者対応でございます。

特商法ですと景品表示法ですとか消費者関連の法律は様々ございます。

そういったものの法令違反について、必要に応じ県警などとも連携して対応していきますとか、その他の消費者安全のために、消費者、商品テストなども実施していく予定でございます。

次に右上の方でございます。

消費者力の向上のうち県民向け研修会等についてでございます。

まず去る5月28日に弁護士会さんと合同で、それから信用消費生協さん、盛岡市消費生活センターなどとも合同で消費者110番の相談会を開催したところでございます。

実際にはで、午前中を中心にかなり待ち時間が出るなど、多数相談をいただいたところでございます。そういったイベントの他、夏休みに小学生向けにお金に関するセミナーなど開催していく予定にしております。

次にその下の消費者教育の推進でございます。

まず広報、それから広報啓発も併せてお話をいたします。

教育委員会ですとか、あるいは学校、障害者施設、あと民生委員さんなどと連携し、各種出前講座の開催をしているところでございます。

あと最近ですとテレビCMとかYouTube、インスタグラムなど情報発信にも力を入れてございます。

特に昨年からはですね、職員が独自に啓発動画を作成しまして、シリーズ化してYouTubeで発信するような取組がございます。そちらも好評を得ております。

今年度は新たに学校を対象としたエシカル消費に関するセミナーなども予定をしております。

あと昨年度からの取組でございますが、広告で使用した啓発素材などの動画を、商店などで2次利用できる取組を開始してございます。

生協さんなども含めて、いろんなところで御活用いただければと思います。

その他詳細につきましては、後程資料を御覧いただければと思います。以上で御説明を終わります。

○望月会長

ただいまの説明について、御質問や御意見がありましたらお願いします。

吉田委員どうぞ。

○吉田敏恵委員

質問が2点あります。

1つは消費者教育コーディネーターというものが確かに県に1人設置されていますが、私どもで先ほど紹介したアンケートなどをやっていて、そのコーディネーターの役割があまり市町村の消費者行政の方に認識されてないのではと思うのです。出前講座を増やしていただいたりして消費者教育を推進するのにその消費者教育コーディネーターという方と市町村が連携していただいて、いろいろ講座をもっと活発にやってもらってというのが理想の姿なのですが、なかなか活用されてないのではないかと、ちょっと頭でだけはそう思うのですが、実態としてはどうなのか、そのコーディネーターの活用は現実どうなっているのかというのが質問の1点です。

それから2つ目は、要望ですけど、私、消費生活サポーターになっていまして、このちょうど消費者教育の推進という右側の列の真ん中の枠の一番下に、計画300人と書いてあるところで、2ヶ月にいっぺんぐらいか3ヶ月にいっぺん、今こんな消費者被害が起きていますという用紙が送られてきて、これが本当に分かりやすくですね、周りでも話題にしますけど、1つに1件だけが書いてあって、イラストでこういう被害が起こっているというのが大変分かりやすく、たった300人しかこれを知らないのだから、いつももったいないなと思っています。

この前は御棺に顔を近づけたら二酸化炭素中毒で亡くなるという被害があるというのは初めて聞いたので、そうなのだなと、ドライアイスで死ぬことがあるのだなと思ったりして大変な問題だなと思いながら、そういったものを、市町村でも本当はサポーターさんがいればいいけれど、実際は県がサポーターを300人募集しているので、市町村ではほぼ作りませんという感じだったんですね。

何とかもうちょっと市町村と県とで、このサポーター制度を連携できないものか、もうちょっと県内にそういうことを知る人というのがいてほしいなと思って。何かいい案がないかこう考えるのですが、ちょっと市町村とのサポーターの活用ってということで、連携は何か今後考えられないでしょうかというのが、質問というかしてほしいという要望です。

○藤原県民生活センター次長

ありがとうございます。

まず、コーディネーターの関係でございますが、一昨年までですと専任のコーディネーターがおりましたが、現在諸般の事情もありまして、コーディネーターについてはセンターの職員が兼務という形で実施をしております。

その中で、消費者教育の推進とこでもありますような教育委員会との連携ですとか教員向けの研修会、あと特に春先などを中心に、学校関係からかなり出前講座の要望なども多くなっておりまして、そういったところで活動しながら、特に最近ですと成人年齢の引下げなどもありまして、いろいろその契約などについての周知というものも積極的に行っているところでございます。

○今県民生活センター所長

消費者サポーターの関係につきましては御意見本当にありがとうございます。

せっかく私どもも情報発信をしておりますので、おっしゃるとおり、どういうふうにしていくと、もっと普段、いろんな媒体を使って広報はさせていただいておりますけれど

も、紙媒体でありますとか、そういったものもうまく使える方法というのを、考えてまいりたいと思います。

ちょうど、来月から、例年やっておりますが市の消費相談センターさんのところにお邪魔していろいろ意見交換などもさせていただくのですが、そういったところで、うまくやれる方法なんかも意見交換しながら、できるだけ情報発信を広くできるように考えてまいりたいなというふうに思います。

○望月会長

他に委員の皆様から何かありますでしょうか。

まず、高橋委員からお願いします。

○高橋昌造委員

お願いです。消費者教育の推進で、エシカル消費の普及啓発、これは是非やって欲しいなあ。SDGsのこの17のターゲットがあるんですが、一番最初に貧困なんですね。だから私はこのエシカル教育と、このSDGsの貧困ですね。ここのところはやはりこれから私ども、子どもさんたちもそうだし、消費者も、これから力を入れて是非やっていただきたいというお願いです。以上です。

○角田信子委員

吉田委員からお話がありましたのはこれですよね、私も今回送っていただいたものを初めて拝見しまして、すごく分かりやすくいい取組だということを初めて知りました。

1 消費者として本当に大事な問題、今、巷でささやかれている、垣間見える問題について本当に分かりやすく書かれているので、こういうのがもう少し見える形で、何とか広まれば、いろんな方、私も高齢者の域に入ってきましたけど、高齢者でも、誰でもこう分かりやすいので、目に触れる機会が、何とか作れないのかなあというふうに強く感じましたので、よろしくお願いします。町内会の方とかの何かでもいいでしょうし、掲示板に貼るとか、回覧するとか、なんかそういう取組でもいいので、多くの人が目に触れるような、そのうちの何人かが引かかってあらっと思えるような、それだけでもいいと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○藤原県民生活センター次長

今お話のありましたものは、「見守り新鮮情報」といい国民生活センターが作成してホームページなどで公表しているものでございます。

これについてはいろんな活用がされておまして、例えば我々も出前講座の際にそちらの資料を活用したりして、事例について具体的に説明するといったようなことを、例えば民生委員さん向けの研修なども活用してやっておりますし、あと市町村によっては、例えば地域包括支援センターがそのデータを使って回覧版で回しているといったようなのもされております。

今後もしろんな機会を通じて、少しでも多くその消費者の被害の情報が目に触れるように力を入れていきたいと思っております。

○角田信子委員

私、地域のサロンっていうか、そんなに人数は多くないのですが、やっているのですが、そういうときに、これを貼るとかなんかして使ってもよろしいのですよね。

せっかくいただいたので、全部じゃなくても、今回はこれとかって言ってちょっと話

題にししたいなと思ったので、そういうふうに使わせていただきたいと思います。

○藤原県民生活センター次長

その資料に関しては、例えばイラストだけとか文章の部分だけ切り取るとかということであれば、全体をそのまま引用していただく分には自由となっておりますので、いろんな場で活用していただきたいと思います。

特に高齢者の集まる体操の場とか、サロンの場とか様々な集まりが全国全県にも広まっておりますので、そういったところなどでも見ていただくと、非常に効果があるのではないかと思います。

○今県民生活センター所長

いずれ、委員のおっしゃるとおり、いろんなところで目に触れるというのが非常に大事かと思っておりますので、例えば市町村さんに御相談させていただいて例えば広報の際に、うまく活用できる方法がないとか、そういったところも、いろいろ御相談をさせていただきながら、可能な限り、広く県民の皆様の目に届くような形の手法を工夫してまいりたいと思っておりますのでよろしくどうぞお願いいたします。

○望月会長

先ほどの吉田委員、角田委員のお話も高橋委員の話もそうだと思うのですが、情報にアクセスする手段がいろいろ増えていますよね。

その情報も山盛りにあふれている状態で、どれがどれとなかなか区別がつきにくいという実態があるなとすごく感じているところでして、行政としてSDGsのことあるいはこういう消費者被害のこととかですね、誰もが簡単にアクセスできて行政だから信頼できるみたいな感じで、何かあったらどうすればいいのかということはずごくあるかなと思うのですけれども。そのようなツールといいますか、何か道筋ができたらいいなと、非常に思います。

はい、松岡委員。

○松岡勝実委員

私の方からもお願いなんですけれども、今の話と関連しまして、何年か前に、この委員会で、若者の18歳未満、成人の年齢と関連して若い人に対してもすごくメッセージをいろいろ出していくために、こういうYouTubeとか、こういったメールだけではなくてインスタグラムとか取り組んではどうかということでした。この後、こういうふうな教育推進の中で取組が行われているということは非常に高く評価したいところでございます。それで早速、ちょっと今動画を見てみたらやっぱり岩手県民生活センターで打つと動画が出てきて、1.7万回再生されているようなものもあってですね。今、我々が見ている世界と、若い人たちが見ている世界ってちょっと全然違うような気がするのですね。

若い人たちは例えば新聞読まない、テレビを見ない、チラシも見ないのではないかと、ポスターも見ないのではないかと、もう全部スマホで物事を見ている。

そんな中で、もうすでにフェイスブックももう我々にとって、若い人達からはちょっと年代的に古いらしいんですね。

ここに出ているインスタグラムとかT i k T o kとか、様々なSNSが出ていて、もちろんこういった動画でもいろいろ登録していただいて、そういった今言った上質の情

報を若者に対して向ける工夫、例えばごみなんか3Rとかで盛岡だと、アプリをダウンロードして、あれすごく便利なんですよ。今日、ごみの日に何が捨てられるかという、紙媒体でなく、僕なんかいつもスマホで見えていますので、今後のあくまでも希望ですけども、是非DX、デジタルトランスフォーメーションに得意な方を必ず生活センターの中で1人ですね、人事異動のときはそういった人を育てていただいて積極的にそういった形で取組をしていただいて、実際私も教育上、学生に動画を見せて理解してもらうことが多いんですが、本当に多くの自治体で、面白い動画を作って、分かりやすい動画ですね、消費者庁の動画は短くてあまりちょっとという感じなのですが、かえって地方の自治体でなんかすごく分かりやすく面白いろいろな動画を作っていて、それを学生に見せたりしております。

そういった良質なものの発信をこれからもお願いしたいなというふうに思います。

はい。以上です。

○今県民生活センター所長

はい。御意見ありがとうございます。

今うちのセンターの職員も、20代の職員とかがおりまして、若い職員の感性で、いかに同世代もしくはもっと低い世代に、いろんな情報をどうお伝えしたらいいかというのを工夫しながら取り組んでいるところでございます。

私どもぐらいの年齢になると、何かそれについていくのが結構大変だというようなところも正直あるんですが、やっぱり若い方は、いま委員のおっしゃるとおり、そのアクセスする媒体が昔と違うということもありますし、また、片や高齢者の方でありますと、昔以来の、要するに紙媒体の方が安心して見られるというようなこともあって、今本当にそれぞれの年代で広報媒体へのアクセスが多様化してございますので、その中で、いかに効果的にちょっとマンパワーも限られるところもございまして効果的に広報をしていけるかどうかというのを引き続き探りながらでありますけども、進めてまいりたいというふうに考えております。

○望月会長

ありがとうございます。時間の都合があるので進ませさせていただきます。

6 その他

○望月会長

次に、6、その他に移ります。事務局から何かありますか。

○藤原県民生活センター次長

次回の審議会の日程でございます。現時点では秋頃11月くらいの開催を予定してございます。その際には、次期岩手県消費者施策推進計画の素案について、御審議をいただければと考えております。

時期が近づきましたら改めて御案内をいたしますのでよろしく願いいたします。

○望月会長

他に委員の皆様からは何かございますか。

○梶田佐知子委員

私も紙で資料いただく方が本当にありがたい方ですけれども、ただこの間の郵送でいただいた資料と、今日の資料、どこが違うのかなあと眺めてたのですけれども、せっかく郵送しているのだから、会議の当日、資料はそれを使うのがいいのかなあと。それから資料の方も、裏表に指定していただいた方が、この紙の量と人数ですので、ちょっとそういうところも、頑張ろうかなと思いました。

○今県民生活センター所長

ありがとうございます。

申し訳ありません。次回の反省ということでさせていただきます。

○望月会長

他に何かありますでしょうか。それではこれで審議会を終了し、進行を事務局にお返しします。御協力ありがとうございました。

7 閉 会

○木村県民くらしの安全課総括課長

望月会長どうもありがとうございました。

また委員の皆様、本日は次期政策計画に係る御意見の他に、様々、現在進めている消費者施策の部分の、貴重な御意見等いただいたところであります情報発信の効果的なあり方等、様々なヒントをいただいたと思っておりますので、引き続き、今回いただいた意見を踏まえながら、施策の方と、計画の方、検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ではこれもちまして、消費生活審議会の全体会を終了させていただきます。

なお、隣の研修室におきまして、引き続き紛争解決部会を開催いたしますので、恐れ入りますが部会委員の皆様は御移動の方、よろしく願いいたします。

また、部会会の部会委員以外の皆様におかれましては、大変ありがとうございました。